

[特別賞]

あたりまえの実現！

ブラトップの貸与・購入制度導入の取組み

松本亜土 まつもと・あど 大阪弁護士会・74期

はじめに

私は、一般財団法人イノセンス・プロジェクト・ジャパンという、えん罪事件の救済に取り組んでいる団体に所属し、活動を行っている。2023年11月10日に、ヒューマン・ライツ・ウォッチとイノセンス・プロジェクト・ジャパンが、参議院議員会館で、「人質司法サバイバー国会」を開催した。そのなかで、不起訴処分となったものの、2018年に身体拘束をされた女性当事者が、取調べや留置生活について語る場面があった。その女性は、「男性二人に密室に閉じ込められ、ブラジャーの着用は禁じられ、検察庁の廊下を歩くときには、腰縄でTシャツの上から締め付けられ、身体の線が出る状態でとても気持ち悪く、私の人間としての尊厳がはぎとられていくような気がしました」という旨を語った。私は、その女性の話を聞き、自分の耳を疑った。同時に、「今はもう令和の時代だ。少しは運用も変わっているだろう(変わっていてほしい)」と思った。結論をいえば、当時から何も変わっていなかった。

私は、前述で紹介した女性の話を聞き、胸を覆う肌着の着用だけではなく、着用にとって不可欠な貸与制度の導入の取組みを始めた。この問題に取り組始めて以降、次の内容に運用が改善された。大阪では2024年1月末頃に、関西圏の留置施設では同年5月末の時点で全てTシャツ型ブラトップの貸出しが可能となった。同年6月時点では、全国の警察署のうち、27都道府県が貸し出しをしている。私がブラトップの問題に取り組んでから、ちょうど半年が経つので、経過を報告する。

私の依頼者も、まさかノーブラで取調べ？

さきほどの女性の話を聞き、現在の運用がどのようになっているのかについて気になっていた頃、大阪府警豊中警察署で身体拘束を受けている女性被疑者を担当した。

初回接見で事件のことを聞いた後、私は依頼者に、「ちなみに、下着をつけることができますか？」と聞いた。依頼者は、不思議な様子で、「いえ、留置施設に入るとき、ブラジャーもパンツも取り上げられました。で、パンツだけ貸与されましたけど」と答えた。

私は、着用可能な胸を覆う肌着が具体的にどのようなものであるかは知らなかったが、着用可能な肌着があることは知っていた。なので、依頼者に、どのようなブラジャーが着用できるかについて説明があったのかを尋ねると「何も説明がなかった」とのことであった。

私が面会に行くまで、その依頼者は、取調べで着用できるブラトップがあることを知らず、取調べを受けていた。

その女性は、続けて、「ブラを取り上げられた状態で、取調べに行くように言われました。私、コンビニに行くときもブラを付けていくのに、このまま行くの？という感じでした」と胸を両手で覆う仕草をしながら話してくれた。

面会中、その依頼者は、猫背になり、羽織っている上着の襟下ぐらゐの部分の両手で握っていた。意識的か無意識かは不明であるが、羞恥心を覚えているのだと感じた。

私は、ここで、はっとした。取調べでも猫背状態で丸一日取調官から質問をされ続けているのではない

かと。詰問する側と詰問を受ける側の体制が、肌着の着用の有無によって左右され、それが取調べの最初から出来上がっているのかもしれない。また、女性の羞恥心をあおる態様で取調べがなされるのは、人格的尊厳を蔑ろにし、女性としての人格権を侵害するものだと考えた。

この運用、正しいですか？

1 事実確認

すぐに、その場で、留置管理の職員に事実確認をしたところ、職員から、「恥ずかしくないように上着を羽織らせています」という旨の説明を受けた。

当時、私は、女性の胸を覆う肌着に関する問題につき問題意識はあったものの、運用やルールがどうなっているのか具体的にわからなかった。そのため、留置管理課の職員と着用の可否や周知の徹底について話をしたものの、話が進展せずに警察署を立ち去ることとなった。

翌日、休日だったため、大阪府警本部に電話をかけ、2点の問合わせを行った。①着用可能なブラトップを改めて教えてもらいたいということと、②着用可能なブラトップの説明を運用として行っているのかという質問である。

その後、2024年1月9日付けで、大阪府警本部と大阪地検に対し、①着用可能なブラトップの周知を徹底すること、および②当初着用していたワイヤレスブラの着用を認められたい旨を申し入れた。

最初の大府警からの正確な回答としては、①Tシャツ型ブラトップであれば着用できる場合もある(自殺防止の観点から、ワイヤレスブラ全ては認められない。ひも状のもの等は認められない)、②結論として着用可能な肌着を周知していなかった、という内容であった。

2 着用可能ブラトップの周知の重要性

被留置者の立場に立てば、いきなり逮捕され、留置施設につくと一方的に肌着をとられ、着用可能なブラトップの説明を受けなければ、着用可能なものがあることはわからないであろう。着用が可能である以上は、それを周知しなければ必ず運用を怠っているも同然だと考えた。

3 Tシャツ型ブラトップの貸与の必要性を実感

自傷防止の観点から、すべてのワイヤレスブラの着用を認めることができないということについては、確かに肩紐のあるものは自傷のおそれがないともいえないので、胸を覆う肌着の種類・形状の範囲については争わないこととした。そして当時の私は、女性が、取調べや検察庁に行く際に、胸を覆う肌着を一日も早く着用できればよいと考えた。そうした場合、警察が着用可能とする肌着の貸与制が必要であると強く実感した。

というのも、Tシャツ型ブラトップは、逮捕時に着用していない場合もある。そのため、警察が形状や種類の基準を設けるのであれば、差入れを誰からもしてもらえずTシャツ型ブラトップを有していない被留置者は、貸与されもしくは購入しなければ着用ができないことになる。Tシャツ型ブラトップを持っていない被留置者が、購入も貸与もできないのでは、Tシャツ型ブラトップが着用できる運用が意味をなさないのでないかと疑問に感じた。

そもそもとして、女性にとって、胸を覆う肌着は、人格的尊厳を保つうえで、パンツと同様に不可欠な場合も多い。身体拘束された場合、被留置者が基準に適合しないパンツを履いていれば基準に適合したパンツを貸与するのに、どうしてブラは貸与しないのか？運用として着用を認めているブラトップがある以上は、その種類のブラトップを貸与すべきではないか？と疑問に感じたのである。また、被留置者は、あくまでも無罪推定が及んでいる者であるため、一層捜査機関側が、人としての最低限の人格的尊厳を確保するため、環境を整えるべき事柄であると考えた。

加えて、現実的な問題として、被留置者が、逮捕されたときに、Tシャツ型ブラトップという限定されたものを着用しているとは限らない。被留置者の中には、家族から見放され、差入れも叶わない人も少なくない。そういう人は、ノーブラで取調べを受けなければならないことになる。

4 徹底した周知とブラトップの貸与制導入に向けて

改めて、本当に大阪の運用に問題はないのか、大阪の警察署における処遇を変えるためには、大阪の

弁護士が声を上げなければならないと考えた。

とはいえ、警察署の運用を変えるなどどうしたらいいのかわからなかった。大阪弁護士会の刑事弁護委員会のメーリングリストや私の出身大学の大学教授などに、基本的なことから今後の流れまで、相談した。

大阪府警では、Tシャツ型ブラトップの着用は、2018年頃から認められてきた運用であった。他方、京都では、2023年11月にブラトップの差入れがようやく可能になった状態であった。その後、同年12月19日付けの「カップ付き女性用肌着の使用について」(通達[<https://www.npa.go.jp/laws/notification/kanbou/soumu/jyoseiyohadagi.pdf>])によって、全国の警察署では、取調べ時等でも着用が可能となっていた。なお、着用可能なTシャツ型ブラトップに限られているのは、警察の説明によれば、自傷行為等の防止のためである。

他方、ブラトップの貸与については、同通達では、留置施設の状況により可能な場合には、貸与品の対象衣類としてカップ付き女性用肌着を貸与してもよいこととなっていた。

次に、ブラトップを用意するのは、誰か？ という問題である。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律40条では、物品の貸与等に関して規定され、1項1号では、「衣類」、同項3号では、「日用品」とされ、同項各号および2項の対象となる物品は、人として生活を送る最低限の物品が抽象的に記載されていると読むことが素直な条文解釈と考えられる。前述のとおり、女性がブラトップを着用することは女性の尊厳にとって欠かせず、生活に必要な物品である。とすれば、留置する側、つまり警察署が貸与すべき物品ということになると考えた。

ブラトップの貸与は、何よりも女性の人権の問題であるが、予算の問題で制約が出てくる可能性を考えたため、これらを警察と交渉をしていくこととした。

多くの方から、ご教示をいただき、私自身の理解も上記の流れで次第に深まっていった。

貸与制および購入制の導入に向けた交渉

同月15日に、大阪府警の留置管理課の職員とブラトップの貸与制について交渉を進めた。主に、ブラトップを準備するのは警察側であること、貸与制度を早

急に導入する必要性と予算の問題、そして具体的な導入時期についてであった。そして、貸与するとなれば、予算も必要となることから、被留置者の自費購入制度を提案した。その回答としては、「早急に検討します」という内容であった。

その後1月末頃に、依頼者から、私がお大阪府警に要求していた①着用可能なブラトップの徹底した周知・説明と②ブラトップの貸与・購入が可能になったことを留置施設の職員から聞いたと報告を受けた。

それから、再度1月29日付けで更なる質問事項と書面での回答を求めた。1月9日付けで申し入れていた内容と同様である。すると、29日付けの質問事項に2月1日付けで回答があった。その回答内容は、①着用可能なブラトップの周知を徹底することおよび②Tシャツ型ブラトップの貸与と制度の導入、そして③貸与制度導入までの自費購入制度が導入されたとのことであった。加えて、④今年度中の増量に向けて計画を進めるとの回答もあった。

ノーブラでの取調べは、大阪だけの問題ではないのでは？

大阪では、着用可能なブラトップの貸与や購入制度が導入されたが、他の地域では未だノーブラ状態で女性の被留置者が取調べを受けているのではないかと考えた。そこで、ある大阪の女性弁護士1人を巻き込み、関西圏の大阪府警以外の府警・県警本部長宛てに、質問兼申入れを行った。具体的には、兵庫県警、京都府警、和歌山県警、滋賀県警、奈良県警の警察本部長宛てに申入れを行った。申入れの内容は、前述の大阪府警に求めた内容と同じである。その後、通知を送った警察と話をし、ブラトップの貸与の必要性を訴えた。

警察官は、男性の比率が高い。男性社会の警察に対して、どのように訴えれば女性ならではの屈辱感・羞恥心が伝わるのかを考えた。今の女性の被留置者に対する運用がどのように法的に評価し得るものであるかについて、下記の文章も申入書に反映させた。

「ノーブラ状態での取調べは、女性被留置者の人格的尊厳を非常に軽んじていると言わざるを得ず、警察署及び検察庁においては、正に、組織的にセク

シャルハラスメントを行っている」と評価するといえます」。

京都府警でも、女性の被留置者がノーブラで取調べ

ちょうどその頃、私は、京都府警で身体拘束を受けている女性被疑者の弁護人となった。その女性に肌着の有無を確認すると、胸を覆う肌着が着用できていなかった。その頃、まだ京都府警では、ブラトップの貸与はなされていなかった。その女性は、着用可能なブラトップについての説明を受けたそうだが、着用可能なブラトップを有しておらず、差入れをお願いできる家族もいないので、ブラトップを着用できなかった。

差入れをしてくれる家族がいない場合には、いくら恥ずかしくても胸を覆う肌着を着用できず、羞恥心を受けながら取調べを受けることになる。

そのため、再度京都府警と書面や電話のやりとりを行った。残念ながら、このときは「前向きに検討している」との回答しか得られなかった。しかし、私は、ここで諦めてはいけないと思い、京都府警に対し、「大阪では約3週間で変えることができた運用について、半年とか要しませんよね」と釘を刺した。担当警察官からは、「そんな時間はかからないと思います」という返答が来た。早急な改善を促すため、最後に「また進捗確認のために数カ月後に電話して確認します」と伝えて京都府警とのやりとりは終わった。

大阪以外の関西圏の警察署でも、貸与制度が導入に！

前述「この運用、正しいですか？」で述べた申入れについては、各警察と、大阪府警と同様のやりとりをし、2024年5月末には、関西圏の留置施設において、ブラトップの貸与制度が導入された。また、大阪府警以外では、奈良県警、和歌山県警、滋賀県警で、着用可能なブラトップの購入も可能となった。

大阪から全国に！

1 全国に広げる方法の模索

関西圏の警察本部とやりとりをした際、運用の問題点を理解し、早急に改善したところもあったが、残念ながら時間を要したところも多々あった。そのため、全国レベルで考えると、ブラトップを着用できないまま取調べが行われているところはまだまだあると実感した。

とはいえ、全国の残る各都道府県の警察署本部に、事件を受け持っていない私や弁護士有志がそれぞれ申入書を送ったとしても、現実的に実効性が乏しいのではないかと懸念した。

そこで、一挙に解決に向かうために、2つの方法を考えた。一つは、警察庁の通達で、ブラトップの貸与をするよう義務なるものを示してもらうことである。もう一つは、少々迂遠ではあるが、国会で議員に国会質問をしてもらい、ブラトップの貸与について前向きな回答を得ることであった。関西圏に申入れをしている頃、国会が開かれていた。

2 法務委員会での取上げについて

国会質問に至るまで何をどうすればいいのかわからなかったが、国会質問で取り上げてもらえれば、ブラトップの貸与のみならず、女性被疑者の留置における課題も一歩前進するかもしれないと思い、今期の国会質問で取り上げてもらえるようすぐに動き出すこととした。

とはいえ、誰に質問をしてもらうのか。取り上げてもらえるとしても、誰でもいいわけではない。法務委員会の国会議員で、女性の羞恥心や人格の尊厳を的確に理解したうえで説明し、理論的に質問をしてもらえそうな議員を探すこととした。

毎日数時間ほど過去の法務委員会の動画を見返した。何日も、様々な法務委員会の質疑を聞き返し、弁護士としても活動歴のある仁比聡平議員に決めた。最終的に、すぐに同議員に直接連絡をし、問題点を訴えた。

3 警察庁長官宛てに申入れ

ほぼ同時期に、先ほどの女性弁護士とともに警察庁長官に宛てて、同年5月3日付けで、関西圏の警

察署におけるブラトップの取組みの経過を説明のうえで、警察庁として各都道府県警察に、①着用可能なブラトップの徹底した周知、②ブラトップの貸与をすることを義務として指針を示すように申し入れた。

同月13日付けの書面で回答があり、その一部に、「各留置施設の状態により可能な場合には、貸与品又は自弁購入の対象衣類としてカップ付き女性用肌着を導入するよう、それぞれ指導しております」との記載があった。しかし、「各留置施設の状態により可能な場合」とあるが、逆に「不可能」なのはどういう施設なのだろうか。女性の留置施設には、貸出用の女性用パンツが備えられている。パンツは可能だが、ブラトップは不可能という施設なんてあるのだろうか。

いや、理屈なんてものではなく、警察庁が自分たちの逃げ道を作っているだけであることは一目瞭然であった。警察庁の回答書を読み、やはり通達までは難しいのかという手詰まり感があつた。

他方、このまま終わらせてしまうと、全国でノーブラでの取調べがまん延することを放置してしまうことになる。胸を覆う肌着を着用できない状態での取調べは、女性の人格の尊厳の問題もあるが、前述したとおり、女性が胸に羞恥心をもてば猫背になるのは必然であり、詰問する側と詰問を受ける側の体制が取調べの最初から出来上がってしまう。そうなれば、精神的にも追い込まれ、虚偽の自白、強いてはえん罪にもつながりかねない重大な問題であると考えた。

そのため、ブラトップの問題点を議員に一層訴えるために、法律論や資料集めなどに専念した。

国会質問の場で、お約束！

今期の国会質問で当該問題が取り上げられることを諦めかけていたその矢先、国会閉会間近の2024年6月18日の参議院法務委員会で、ブラトップ問題が取り上げられることになった。仁比議員が、参議院法務委員会でブラトップの着用や貸与について取りあげ、質疑がなされた (<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=121315206X01920240618¤t=1>)。仁比議員から最後、警察庁に対し、貸与制が導入されていない都道府県警察で、早急に改善すべきではないかという旨の質問があつた。警察庁は、「警察庁といたしましては、既に貸与品と

して導入している都道府県警察が調達した製品について、全国警察で情報共有をすすめるなどにより、各都道府県警察において貸与品としての導入が図られるよう努めてまいりたい」と答えた。

警察庁長官宛てに送っただけでは、ここまで早急に進まなかったと考えられるうえ、警察庁のなかで今後どのように取り組んでいく予定であるのかについても知る事ができなかったかもしれない。2024年6月時点では、27都道府県しか貸与制度を導入している警察署はなかったが、国会で警察庁が述べた説明によって、ブラトップの貸与制度が導入される都道府県警察が今後さらに増えていくことが予想され、私自身大いに期待するところである。

さいごに

その後、私は、大阪府警で逮捕された外国籍の女性観光客の弁護人になった。その際、胸を覆う肌着を着用できているか確認したところ、当然のように、「貸してもらえましたよ」と笑顔で返答があつた。その被留置者は、外国から来た観光客なので、半年前までブラトップの貸与ができなかったことは知らない。

少なくとも、27都道府県では、ノーブラで取調べを受けなければならない運用は、過去のものになったのである。運用がおかしいと思えば、若手であれども、声をあげることの大切さを実感した。

最後に、私のこの直感正しいのか、それとも無茶な主張なのかは、弁護士2年目の私には自信がなく、不安もあつた。幸い、大阪弁護士会の刑事弁護委員会の先輩方や私の甲南大学時代の刑訴法研究者などによる様々なアドバイスや支えがあつたからこそ、関西圏のみならず全国でも早急な改善への取り組みがなされている現状がある。アドバイスや応援をしていただいたみなさまに、この場を借りて、深くお礼申し上げる。🙏